

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を終了したことに
ついて通知がありました。

令和二年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量、水準測量及び航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 奈良市法華寺町（宇和奈辺陵墓参考地）
- 三 測量の終了年月日 令和二年三月六日